

宝塚市随意契約ガイドライン

制 定	平成 18 年 10 月 25 日
改 訂	平成 20 年 3 月 5 日
改 訂	平成 24 年 1 月 19 日
	平成 24 年 4 月 1 日
	平成 28 年 2 月 1 日
	平成 29 年 1 月 4 日
	令和 8 年 2 月 1 日

このガイドラインは、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下、「施行令」という。）第 167 条の 2 第 1 項各号に定める随意契約の透明性の確保及び事務処理の統一化を目的とし、対象となる可能性のある契約を「建設工事」と「物品・委託」とに区分又は「共通事項」として、その態様を例示したものである。

同項第 1 号及び第 7 号に該当する契約以外は、いわゆる「特名随意契約」となるが、各号ごとに示した「見積書の取扱い」に従い、競争性の確保又は特名性の証明を行う必要がある。

したがって、随意契約を適用する契約は、このガイドラインに例示したものに限定される趣旨のものではなく、また、この例示に該当するものは、直ちに随意契約を適用すべきものとする趣旨でもない（巻末の東京高裁判決参照）。

また、本市の契約手続きについては、競争入札に付するものと随意契約の一部を除き、担当課で契約事務を行うこととしていることから、随意契約の妥当性を含め、その運用については決裁権者において十分説明ができるものでなければならない。

なお、契約方式については、契約事務の公正性を保持し、経済性の確保を図る観点から、今後とも個々の契約ごとに技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的・総合的に判断の上決定するものとし、随意契約とする場合には、その理由を明らかにしておく必要がある。

施行令第167条の2第1項第1号

売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては借料の年額又は総額）が別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。（宝塚市契約規則第21条に該当）

宝塚市契約規則（平成22年規則第9号）第21条に定める金額の範囲内の契約をするとき。

共通事項

（1） 工事又は製造の請負 予定価格が1件当たり200万円以下の契約

（2） 財産の買入れ 予定価格が1件当たり150万円以下の契約

- ・ 地上権、特許権等の無体財産を含む、土地、建物から消耗品、物品の購入等の一切の財産をいう

（3） 物件の借入れ 予定価格が1件当たり80万円以下の契約

- ・ 金額は、年額又は総額による。

（4） 財産の売払い 予定価格が1件当たり50万円以下の契約

- ・ 地上権、特許権等の無体財産を含む。

（5） 物件の貸付け 予定価格が1件当たり30万円以下の契約

- ・ 金額は、年額又は総額による。

（6） 前各号に掲げるもの以外のもの 予定価格が1件当たり100万円以下の契約

- ・ 備品修繕、業務委託、ソフトウェア等のライセンス使用契約等をいう。

本号の趣旨は、事務の効率性の観点から予定価格が少額のものには競争入札に付さず随意契約ができるとしたものである。ただし、この基準に該当させるためという意図をもって分割発注を行うことは許されない。

1 単価契約については、総数量を定めているもの又は予算で予定額が積算されるものについては、その予定総支出額による。

2 財産の購入のうち物品（印刷製本費を含む。）の購入において、職務権限規程等により、金額に応じて契約課に物品購入依頼を提出し、購入することとなっているものについては、1件のものを分割して購入することのないようにすること。

3 見積書の取扱い

原則2者以上の者から見積書を徴さなければならない（契約規則第20条本文）。ただし、次に掲げる場合は、当該各号の取扱いとする。

（1）市長は、工事請負契約等を随意契約により締結しようとするときは、見積りを依頼する者を公募し、又は4者以上選定し、当該契約に係る予定価格を事前に通知するものとする。ただし、見積りを依頼することができる登録業者が4者に満たないときは、見積りを依頼する者の数を4者未満とし、予定価格及び最低制限価格を事前公表等しないものとする。

（2）施行令第167条の2第1項中、第2号から第6号に該当し、2者以上から見積書を徴することが適当でない場合 当該1者から見積書を徴しなければならない。（この場合、1者しかないと判断した過程と理由を具体的に説明できるよう整理しておくことが必要）

施行令第167条の2第1項第2号

不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

建設工事

- (1) 特殊な技術、機器または設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができない場合
 - ア 特許工法等の新開発工法等を用いる必要がある工事
 - イ 文化財その他極めて特殊な建築物等であるため、施工者が特定される補修、増築等の工事
 - ウ 実験、研究等の目的に供する極めて特殊な設備等であるため、施工可能な者が特定される設備、機器等の新設、増設等の工事
 - エ ガス事業法等法令等の規定に基づき施工者が特定される工事
- (2) 施工上の経験、知識を特に必要とする場合、または現場の状況等に精通した者に施工させる必要がある場合
 - ア 本施工に先立ち行われる試験的な施工（以下「試験施工」という。）の結果、当該試験施工者に施工させなければならない本工事
 - イ 既設の設備等と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用において、責任体制が不明確になるなど、著しい支障が生ずるおそれがある設備、機器等の増設、改修等の工事
 - ウ 埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で、特殊な技術、手法等を用いる必要がある工事
- (3) その他その性質又は目的が競争入札に適しないもの
 - ア 法令等の規定に基づき施工者が特定される工事

物品・委託

- (1) 特許法、実用新案法又は意匠法による権利を行使する行為に係る契約であって、これらの権利を有する者と契約しなければ、契約の目的を達成することができない場合
- (2) 特定の設備、技術若しくは技能を有する者又は特定の販売業者若しくはその代理店等と契約しなければ、契約の目的を達成することができない場合
 - ア 試験、研究等の目的のために提供するため、極めて特殊な設備、技術等を有する者と契約するとき。
 - イ 特殊な設備、機器の製造者と運転・保守管理等の契約をするとき。
 - ウ 著作権等による権利を行使する行為に係る契約であって、これらの権利を有する者と契約するとき。
 - エ プロポーザル方式により業者が特定されており、計画設計業務又は実施設計業務

を当該業者と契約するとき。

オ 既存の情報処理システム等と密接不可分（同一管理システム）の関係にあり、同一の者以外の者に設計させた場合、既存のシステム等の使用において、責任体制が不明確になるなど、著しく支障が生じるおそれがあるシステム設計の契約をするとき。

カ 前業務に引き続き実施する一体の関係にある設計、試験及び調査業務に係る契約をするとき。

キ 共同調査、開発等を行う場合に共同して業務を行う相手方が契約した者と契約するとき。

ク 特殊性を要求される物の製造、買入れなど、競争入札によっては目的を達しえない特別の事情のあるとき。

ケ 新聞、雑誌等への公告の掲載又はラジオ、テレビ等への放送を委託するとき。

コ 訴訟、調停、登記、鑑定等の事務を委託するとき。

サ 教育用ビデオソフトやコンピュータソフト又は介護器具等を製作し、直販しかないとき。

シ 特殊な設備、機器の修繕で、他の者では修繕が困難であるとき。

(3) その他その性質又は目的が競争入札に適しないもの

ア 土地等、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであるとき。

イ 公共事業の用に供するために取得する土地の所有者等に、その土地の代替地として市有地を売り払うとき。

ウ 契約の相手方の別にかかわらず価格、内容等が同一で、競争入札に付する必要がないと認められるとき。

エ 給付の対象が必ずしも一定でなく、金額のみの比較では必要な用途が満たされないこととなるおそれがあるとき。

オ 契約の目的、内容に照らして、それに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定し、その者と契約を締結することが、その契約の性質に照らして、又はその目的を達する上で、単に金額のみの比較によるよりもより妥当であり、市の利益の増進につながるものと合理的に判断されるとき。

カ 市が物品の製造、修理、加工についての請負契約を締結し、又は物品の買入契約を締結した場合に、相手方が契約を履行するに当たって必要な材料を市が保有しており、その材料を相手方に売り払うとき。

キ 契約の内容を秘密にする必要のあるとき。

ク 法律、条例等で契約の相手方が特定されているとき。

ケ 国、又は地方公共団体と契約を締結するとき。

コ 外国で契約を締結するとき。

サ 公用、公共用又は公益事業の用に供するため必要な物件を、直接起業者に売り払い、又は貸し付けるとき。

シ 罹災者又はその救護を行う者に対して物件を売り払い、又は貸し付けるとき。

ス 条例の規定又は議会の議決により、市有財産の交換、譲与、無償貸付等をするとき。

き。

セ 土地、建物又は林野若しくはその産物を、これに特別縁故のある者に売り払い、又は貸し付けるとき。

ソ 労力の供給を請負わせるとき。

タ 運送又は保管をさせるとき（タクシー等の事業者と認可制料金により、役務提供の契約をするとき）。

チ 市の生産した物品を売り払うとき。

1 上記のほか、契約の内容が競争入札に適しないと思われるものについては、個別に判断すること。

2 見積書の取扱い

契約規則第20条第1項ただし書に該当する場合は、1者からの見積りのみで処理することができる。（特名随意契約）

（この場合、1者しかないと判断した過程と理由を具体的に説明できるよう整理しておくことが必要）

また、担当課での特名随意契約のうち、契約規則第21条に定める金額を超えるものについては、契約課の合議が必要。

ただし、業者の見積りを基に予定価格を設定したものであっても、比較検討できるものについては、他の者から参考見積りを徴するものとする。

施行令第167条の2第1項第3号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第28項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労選択支援、同条第14項に規定する就労移行支援又は同条第15項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成25年法律105号）第16条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第3条第1項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）（以下この号において「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第4項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

物品・委託

- (1) 障害者に対する障害者支援施設等において製作された物品を契約規則で定める手続により買い入れる場合
- 具体的には、次に掲げる施設等をいう。
- ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設
 - イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第28項に規定する地域活動支援センター
 - ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業(同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労選択支援、同条第14項に規定する就労移行支援又は同条第15項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。)を行う施設
 - エ 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている小規模作業所
 - オ アからエに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者
 - カ 生活困窮者自立支援法第2条第1項に規定する生活困窮者を主たる使用される者である同法第16条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設
- (2) シルバー人材センター、障害者支援施設等から契約規則で定める手続により役務の提供を受ける場合
- 具体的には、次に掲げる団体等をいう。
- ア (1)のアからエに掲げる施設等
 - イ 高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合又は同条第2項に規定するシルバー人材センター
 - ウ アからイに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者
- (3) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第4項に規定する寡婦であるものから契約規則で定める手続により役務の提供を受ける場合
- 具体的には、次に掲げる団体等をいう。
- ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体
 - イ アに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者
- (4) 役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた

認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設から契約規則で定める手続により
役務の提供を受ける場合

- 1 本号の施設等から物品等を調達する契約をするときには、契約の原則である
機会均等、透明性及び公正性を確保するため、契約規則第22条の規定により、
契約を締結する前にあっては契約の相手方の決定方法、契約の選定基準等を、
契約を締結した後には契約の相手方となった者の名称、契約の相手方と
した理由等を、インターネット等で公表するものとする。
- 2 契約準備等については、施設等を所管する課がいが集約の上、契約課へ通知
すること。
- 3 見積書の取扱い
施行令の趣旨に基づき、1者からの見積りのみで処理することができる。
(特名随意契約)

施行令第167条の2第1項第4号

新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により、買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

物品・委託

総務省令で定めるところにより市長が、新規性等一定の基準を満たす新商品の生産又は新役務の提供（以下「新商品の生産等」という。）を行ったベンチャー等の中小企業者を「新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を図る者」（新事業分野開拓者）として認定し、市の機関がその新商品の購入又は借入れ若しくは新役務の提供に努めることにより販路開拓を支援するもので、新事業分野開拓者として認定を受けると、市が新商品の購入又は借入れ若しくは新役務の提供の際、通常の入札制度によらない随意契約による手続が可能となる。ただし、認定自体が新商品の購入又は借入れ若しくは新役務の提供を約束するものではない。

1 新商品の生産又は新役務の提供（以下「新商品の生産等」という。）により新たな事業分野の開拓を図る者を認定するときは、新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を実施しようとする者（新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を実施する法人を設立しようとする者を含む。）に、その新たな事業分野の開拓の実施に関する次に掲げる事項を記載させた計画（以下「実施計画」という。）を提出させるものとする。

(1) 新商品の生産等の目標

(2) 新商品又は新役務（以下「新商品等」という。）の内容

(3) 新商品の生産等の実施時期

(4) 新商品の生産等の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法

2 実施計画は、次に掲げる事項に適合するものであることを審査した上で、認定するものとする。

(1) 新たな事業分野の開拓に係る新商品等が、既に企業化されている商品若しくは役務とは通常取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は既に企業化されている商品若しくは役務と同一の範疇に属するものであっても既存の商品若しくは役務とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められること。

(2) 新たな事業分野の開拓に係る新商品等が、事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものと認められること。

(3) 新商品の生産等の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法が新商品の生産等による新たな事業分野の開拓を確実に実施するために適切なものであること。

3 実施計画（新役務の提供により新たな事業分野の開拓を実施しようとする者（新役務の提供により新たな事業分野の開拓を実施する法人を設立しようとする者を含む。）から提出された実施計画に限る。）を確認しようとするときは、あらかじめ、当該実施計画が2に掲げる事項のいずれにも適合するものかどうかについて、2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

※ 実施計画の変更についても、1～3の取扱いと同様の確認が必要

4 見積書の取扱い

施行令の趣旨に基づき、1者からの見積りのみで処理することができる。

（特名随意契約）

上記により、新商品の購入又は借入れ若しくは新役務の提供に係る契約をするときには、第3号の手続き同様に、契約規則第22条の規定により契約に関する事項を、インターネット等で公表するものとする。

建設工事

(1) 緊急に施工しなければならない工事であって、競争に付す時間的余裕がない場合

- ア 堤防崩壊、道路陥没等の災害に伴う応急工事
 - (ア) 堤防崩壊に伴う応急工事
 - (イ) 道路陥没に伴う応急工事
 - (ウ) 地すべりに伴う応急工事
 - (エ) 落盤に伴う応急工事
 - (オ) 火災に伴う応急工事
 - (カ) 施設の雨漏り等に伴う応急工事
 - (キ) その他天災等に伴う応急工事等
- イ 電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事
 - (ア) 電気設備の故障に伴う緊急復旧工事
 - (イ) 給排水設備の故障に伴う緊急復旧工事
 - (ウ) 空調設備の故障に伴う緊急復旧工事
 - (エ) ガス設備の故障に伴う緊急復旧工事
 - (オ) その他設備の故障に伴う緊急復旧工事等
- ウ 災害の未然防止のための応急工事
 - (ア) 堤防、護岸等の崩壊防止のための応急工事
 - (イ) 浸水防止のための応急工事
 - (ウ) 崖崩れ防止のための応急工事
 - (エ) 外壁落下防止のための応急工事
 - (オ) その他災害・事故の未然防止のための応急工事等

物品・委託

(1) 天災地変等、客観的な緊急の必要により競争入札に付する時間的余裕がない場合

- ア 事業用の機械設備等が故障し、緊急にその復旧が必要なとき。
- イ 災害の発生等により緊急に調査等が必要なとき。
- ウ 災害時に緊急物資の購入をするとき。

1 見積書の取扱い

契約規則第20条第1項ただし書に該当する場合は、1者からの見積りのみで処理することができる（特名随意契約）。

その他の留意事項

- 本号の適用に際して重要なことは「緊急の必要」があるかということと「競争入札に付す時間的余裕がない」ことが、客観的な事実に基づき説明できることである。

「緊急の必要」とは、天災地変その他予見不可能な急迫の事態があつて、市民の生命、健康、財産に著しい危険が生じるおそれがあるときや、緊急に対応しなければ行政運営上や経済面で甚だしく不利益を被るに至る場合に限定されている。

「競争入札に付す時間的余裕がない」とは、一般競争入札又は指名競争入札に必要な期間を短縮してもなお時間がない場合を示すが、事務手続きの遅延により期間が確保できないことは該当せず、逆にそのような事態を招いたことに対する担当者等の責任が別途問われることになるため注意が必要である。
- 緊急の対応を行わなければ、市民生活等への重大な影響が生じるおそれがある。
- 市民生活等への影響を考慮して判断するものであり事故や故障をもって、直ちに随意契約できるものではない。
- 緊急性がある中でも可能な限り、複数の事業者から見積を徴取するなど、経済的合理性に留意する。
- その他（例）
 - ・ 感染症発生時の蔓延防止のために緊急に薬品等の物品を購入する場合や災害の発生等により緊急に調査等が必要なとき。
 - ・ 防災施設、排水施設等の設備機器等の故障において防災機能を保持する上で、常に稼働できる状態を保たなければならない場合に行う応急業務。
 - ・ 施設、設備等の破損又は不具合により、緊急に復旧しなければ利便性、安全性を損なう場合に行う点検整備等の応急業務。
 - ・ 交通事故等による二次災害を防止するとき。
 - ・ 公の秩序維持のための警備に関連する業務、災害発生時の住民避難に関する業務。
 - ・ 選挙など法令等の規定により業務を行う期間の起点と終点が定められるもので、当該期間が短いため当該業務の契約に急を要するとき。

競争入札に付することが不利と認められるとき。

建設工事

- (1) 現に契約履行中の施工業者に履行させた場合、工期の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められる場合
- ア 当初予期し得なかった事情の変化等により必要となった追加工事
 - イ 本工事と密接に関連する付帯的な工事
- (2) 前工事に引き続き施工される工事で、前工事の施工者に施工させた場合は、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工が確保できる等有利と認められる場合
- ア 前工事と後工事とが、一体の構造物（一体の構造物として完成してはじめて機能を発揮するものに限る。）の構築等を目的とし、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、かし担保責任の範囲が不明確となる等密接不可分な関係にあるため、一貫した施工が技術的に必要とされる当該後工事
 - イ 前工事と後工事が密接な関係にあり、かつ、前工事で施工した仮設備が引き続き使用される後工事（ただし、本体工事の施工に直接関連する仮設備であって、当該後工事の安全・円滑かつ適切な施工に重大な影響を及ぼすと認められるもので、工期の短縮、経費の節減が確保できるものに限る。）
- (3) 他の発注者の発注に係る現に施工中の工事と交錯する個所での工事で、当該施工中の者に行わせた場合には、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで有利と認められる場合
- ア 鉄道工事等と立体交差する道路工事等の当該交錯個所での工事
 - イ 他の発注者の発注にかかる工事と一部重複、錯綜する工事

物品・委託

- (1) 競争に付することが不利と認められるとき。
- ア 物件の備え付け、改造又は修理に関する契約において、当該物件を製造し、又は納入した者以外の者に行わせることが不利と認められるとき。
 - イ 速やかに契約しなければ、著しく不利な価格で契約しなければならないこととなるおそれがあるとき。
 - ウ 現に開発中のシステム設計と機能等が一体不可分な関係にある業務の契約をするとき。
 - エ 技術力、経験等を有し、持続的に高品質を保つことが求められる業務で、一定期間継続して契約するとき（継続期間については、適正な期間を契約ごとに定める）。
 - オ 競争入札に付した場合、不信用又は不誠実の者が競争に参加して、市に損害を及ぼすこととなるおそれがあると認められるとき。

カ 現に契約を履行中の業務、製造又は物品の買入れに直接関連する契約を、現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき。(関連契約が、当初の契約時においては当事者の予期し得なかった事情の変化によって必要となった場合又は分割発注することに合理的な必要性のある場合に限る。)

キ 速やかに契約しなければ契約する機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約しなければならないこととなるおそれがあるとき。

ク 継続する業務について、新たな者に発注した場合は、その業務を遂行するために市の新たな、かつ、大きな負担が必要となるとき。(この場合も長期にわたって1者随契を続けることは、好ましくない。)

1 上記のほか、競争入札に付することが不利と認められるものについては、個別に判断すること。

2 見積書の取扱い

契約規則第20条第1項ただし書に該当する場合は、1者からの見積りのみで処理することができる(特名随意契約)。

ただし、経費の積算において、業者の参考見積りを基に予定価格を設定したものは、比較検討するため2者以上の者から見積書を徴するものとする。

時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

建設工事

- (1) 特定の施工者が、施工に必要な資機材等を当該工事現場付近に多量に所有するため、当該者と随意契約する場合には、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができるものと認められる場合
- (2) 特定の施工者が開発し、または導入した資機材、作業設備、新工法等を利用することとした場合には、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができるものと認められる場合

物品・委託

- (1) 受注者が発注者の目的物を多量に所有している場合
- (2) 受注者が業務等に使用する材料等とその業務等の現場付近に多量に所有している場合
- (3) 市が発注する請負業務等の施行場所の隣接地で受注者が類似の業務等を実施しており、その隣接する業務等で使用している機械・設備等が著しく安価で利用できる場合
- (4) 市が発注する請負業務等の施行場所と同一の場所において受注者が同時に他の業務等を実施する場合で、他の者に発注するよりも著しく有利な価格で発注できる場合
- (5) 過去の業務による成果品等が新たに発注する業務に利用できる等の理由により、競争入札に付するよりも著しく有利な価格で発注できる場合
- (6) その他、主に受注者側の事情により、客観的に著しく有利な価格で契約を締結することができる場合
- (7) 特定の者が開発し、又は導入したプログラム、新技術等を利用することとした場合には、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することが認められるシステム設計、水質等の分析・調査等の契約をする場合

1 「時価に比して著しく有利な価格」とは、一般的には品質、性能等が他の物件と比較して問題がなく、かつ、予定価格から勘案しても競争入札に付した場合より、誰が見てもはるかに有利な価格で契約できる場合をいい、製造原価を下回った価格で契約できる場合等といわれており、殆ど例はない。

2 見積書の取扱い

時価に比して著しく有利であるか否か比較検討する必要から、2者以上の者から見積書を徴すものとする。

競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

共通事項

- (1) 全者が入札を辞退し、入札者がいない場合
公告又は指名通知を行ったが、通常の状態においてそれに応ずる参加者がなかった場合、又は再度の入札に付したが全ての者が辞退した場合をいい、一般的にはこのような事態はない。
- (2) 再度の入札に付したが、予定価格超過の入札で落札者がいない場合
2回目の入札を行っても落札者がいない場合をいう。
- (3) 再度の入札に付したが、入札が無効になり落札者がいない場合

1 見積書の取扱い

(1) 「入札者がいないとき」

時間に余裕があれば、他の業者の指名等を行って再度の競争入札（再度公告入札）をさせるべきであり、余裕がない場合は随意契約を行うことになる。この随意契約の相手方は、原則として入札参加の意思がなかった者以外のものとし、その見積りについては、契約規則第20条第1項ただし書の規定に基づき、1者とすることができる（特名随意契約）。

(2) 「再度の入札に付し落札者がいないとき」

再度の入札（再入札）とは、開札後直ちに再度の入札を行うことであって、後日、再度公告又は再度通知を行い入札するもの（再度公告入札）と異なる。

落札者がいないときは、有効な入札を行った者に見積書の提出を求め、見積価格が、予定価格以内であって最低金額で見積もった者と随意契約をすることができる。この場合、契約保証金及び履行期限は変更できるが、予定価格その他の条件を変更することはできない（施行令第167の2・II）。

以上のことから、随意契約が成立する場合には、その見積りについても複数者に求めるものではあるが、1者しか応じない場合であっても契約規則第20条第1項ただし書の規定に基づき、1者とすることができる（特名随意契約）。

なお、見積りの結果、競争入札参加者全員が予定価格に達しなかった場合は、指名業者の変更又は設計内容を変更のうえ、再度、競争入札を行うこと（再度公告入札）となる。

落札者が契約を締結しないとき。

共通事項

- (1) 落札者が契約を辞退した場合
- (2) 落札者が倒産等により契約締結ができなくなった場合
- (3) 落札者が所定の期日までに契約の保証を付すことができなくなった場合

1 改めて競争入札に付す時間的余裕がない場合に限る。

2 見積書の取扱い

落札となった札を入れた次順位の者に見積書の提出を求める。この場合においてこの見積書が、落札価格に達しない場合は、次の次順位の札を入れた者に見積書の提出を求める。この場合、変更することができるのは、契約保証金及び履行期限のみであり、他の条件の変更は許されず、契約額も落札価格の制限内となる（施行令第167の2・Ⅲ）。

入札参加者全員が落札価格に達しなかった場合は、指名業者を変更するか又は設計内容を変更のうえ、再度競争入札を行うこととなる。

以上のことから、随意契約が成立する場合には、その見積りについては、契約規則第20条第1項ただし書の規定に基づき、1者とすることができる（特名随意契約）。

市契約規則

(随意契約の範囲)

第21条 政令第167条の2第1項第1号の規定により随意契約によることができる場合は、予定価格が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を超えない場合とする。

- (1) 工事又は製造の請負 200万円
- (2) 財産の買入れ 150万円
- (3) 物件の借入れ 80万円
- (4) 財産の売払い 50万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 100万円

(特定の随意契約の手続)

第22条 政令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する規則で定める手続は、次に掲げるものとする。

- (1) あらかじめ契約の発注見通しを公表すること。
- (2) 契約を締結する前において、当該契約に係る件名、概要、契約期間及び相手方の資格要件を公表すること。
- (3) 契約を締結した後において、当該契約に係る相手方の名称又は氏名、金額及び契約の相手方とした理由を公表すること。

契約事務取扱要領第6条

2 市長は、工事請負契約等を随意契約により締結しようとするときは、見積りを依頼する者を公募し、又は4者以上選定し、当該契約に係る予定価格を事前公表等するものとする。ただし、見積りを依頼することができる登録業者が4者に満たないときは、見積りを依頼する者の数を4者未満とし、予定価格の事前公表等をしないものとする。

競争入札に付することが不利と認められるとき

地方自治法 234 条 1 項及び 2 項の規定により契約締結の方法として一般競争入札を原則とし政令で定める場合に該当するときに限り、随意契約の方法によることができるものとしているのは、主として、契約手続の公開による公正の確保、契約価額の有利性を図るためであり、随意契約によることがより有利であり、合理的である場合もあり得るが、随意契約によることの弊害を防止することを重んずる趣旨に出たものである。そして、地方自治法 234 条 1 項、2 項及び同法施行令 167 条の 2 第 1 項は、およそ普通地方公共団体の締結する売買、貸借、請負その他の契約全般について適用されるものであり、普通地方公共団体の長の行う事務の執行は、さまざまな事情の下で、多種多様な個別的、具体的事情を総合的に考慮し、合目的判断により遂行するものであることからすると、同法施行令 167 条の 2 第 1 項各号に掲げる場合に該当するか否かは、抽象的な形式的又は画一的基準によって決すべきものではなく、法が同法 234 条 2 項の規定により確保しようとしている売却手続の公開による公正の確保及び契約価額の有利性を図るという目的に照らし、諸般の事情を総合的に勘案して決すべきものである。

昭和 55(行コ)59

事件名 損害賠償代位請求控訴事件

裁判年月日 昭和 57 年 05 月 25 日